

名古屋都市計画道路の変更計画書（案）

（名古屋市決定）

名古屋都市計画道路の変更（名古屋市決定）

1. 都市計画道路3・2・3号名古屋環状線ほか19路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置		延 長	構 造				備考	
	番 号	路 線 名	起 点	終 点		主 な 経 過 地	形 式	車 線 の 数	幅 員		
幹線街路	3・2・3	名古屋環状線	名古屋市港区築地町	名古屋市港区大江町	名古屋市 中川区 昭和橋通 3丁目 名古屋市 北区 志賀南通 1丁目 名古屋市 南区 桜台一丁 目	約32,860m	地表式	6車線	32.73m	名古屋市高速度鉄道第5号線、臨海高速度鉄道西名古屋港線、JR関西本線、近鉄名古屋線、名古屋市高速度鉄道第6号線、名古屋市高速度鉄道第1号線、JR東海道新幹線、JR東海道本線、名鉄名古屋本線、名古屋市高速度鉄道第3号線、名古屋市高速度鉄道第2号線、上飯田連絡線、名鉄瀬戸線、JR中央本線、ガイドウェイバス志段味線、名古屋市高速度鉄道第4号線、名古屋臨海鉄道東港線及び名鉄常滑線と立体交差 名古屋臨海鉄道東港線及び名鉄築港線と平面交差 自動車専用道路と立体交差6箇所 幹線街路名四国道線と立体交差 幹線街路と平面交差61箇所	
	車線の数の内訳		4車線 6車線		約620m 約32,240m						
	3・5・8	枇杷島野田町線	名古屋市 西区 枇杷島 二丁目	名古屋市 中村区 横前町	名古屋市 中村区 稲葉地本 通1丁目	約5,880m	地表式	2車線	14.54m	JR東海道本線及びJR東海道新幹線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差9箇所	
	3・4・10	中郷十一屋線	名古屋市 中川区 中郷二丁 目	名古屋市 港区 潮風町	名古屋市 港区 当知一丁 目	約6,890m	地表式	4車線	20m	臨海高速度鉄道西名古屋港線と立体交差 幹線街路と平面交差8箇所	
	車線の数の内訳		2車線 4車線		約990m 約5,900m						
	3・3・14	椿町線	名古屋市 中村区 亀島一丁 目	名古屋市 中村区 運河町	名古屋市 中村区 椿町	約2,210m	地表式	4車線	25m	名古屋市高速度鉄道第6号線、近鉄名古屋線、JR関西本線及び臨海高速度鉄道西名古屋港線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所	
	車線の数の内訳		4車線 6車線		約1,730m 約480m						
	その他		なお、名古屋市中村区椿町地内に名古屋西駅前広場を設ける。								
	3・1・20	伏見町線	名古屋市 西区 枇杷島 字柳場	名古屋市 緑区 鳴海町 字天白川 内	名古屋市 中区 三の丸一 丁目 名古屋市 熱田区 伝馬一丁 目	約15,800m	地表式	10車線	50m	名鉄名古屋本線、名古屋市高速度鉄道第3号線、名古屋市高速度鉄道第6号線、名古屋市高速度鉄道第1号線、JR中央本線、JR東海道本線、名古屋市高速度鉄道第5号線、名古屋市高速度鉄道第2号線、名古屋市高速度鉄道第4号線、名鉄常滑線、JR東海道新幹線及び名古屋臨海鉄道東港線と立体交差 自動車専用道路と立体交差4箇所 幹線街路長畝内田橋線、大津町線、豊門豊郷線及び名四国道線と立体交差 幹線街路と平面交差31箇所	名古屋市中区丸の内二丁目及び中区三の丸一丁目地内で高速分岐2号線と接続 名古屋市中区錦一丁目から中区門前町まで巾6.1m、高さ3.45m、延長約1,380m、熱田区新尾頭三丁目から熱田区伝馬一丁目まで巾5.2m、高さ2.45m、延長約2,140mの共同溝を設ける
	車線の数の内訳		4車線 6車線 8車線 10車線		約230m 約4,340m 約4,260m 約6,970m						
	3・5・26	堀越枇杷島線	名古屋市 西区 上堀越町 4丁目	名古屋市 西区 枇杷島 四丁目	名古屋市 西区 枇杷島 五丁目	約1,020m	地表式	2車線	14.54m	幹線街路と平面交差2箇所	

3・5・32	上名古屋線	名古屋市 西区又穂 町3丁目	名古屋市 西區城西 三丁目	名古屋市 西區秩父 通1丁目	約2,030m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差5箇所	
3・4・37	潮風線	名古屋市 港区一 州町	名古屋市 港区空 見町	名古屋市 港区汐 止町	約4,950m	地表式	4車線	20m	臨海高速鉄道西名古屋港線と立体 交差 幹線街路と平面交差3箇所	
車線の数の内訳		2車線			約1,430m					
		4車線			約2,120m					
		6車線			約1,400m					
3・5・45	光音寺内田橋線	名古屋市 北区中 切町6 丁目	名古屋市 瑞穂区 新開町	名古屋市 中区柴 四丁目 名古屋市 昭和区 高辻町	約10,190m	地表式	2車線	15m	名古屋市高速鉄道第2号線、名 鉄瀬戸線、名古屋市高速鉄道第 6号線、名古屋市高速鉄道第1 号線、名古屋市高速鉄道第3号 線及びJR中央本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差3箇所 幹線街路と平面交差19箇所	
3・4・51	味鋺線	名古屋市 北区楠 二丁目	名古屋市 北区西 味鋺三 丁目	-	約750m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	
3・5・52	杉村老松線	名古屋市 北区安 井三丁目	名古屋市 中区新 米一丁目	名古屋市 東区白 壁五丁目	約5,850m	地表式	2車線	15m	名古屋市高速鉄道第2号線、名鉄 瀬戸線、名古屋市高速鉄道第6号 線及び名古屋市高速鉄道第1号線 と立体交差 幹線街路と平面交差11箇所	
3・4・61	鳥羽見線	名古屋市 守山区 鳥神町	名古屋市 守山区 金屋一 丁目	名古屋市 守山区 新守町	約840m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	
3・3・81	高針大高線	名古屋市 名東区 牧の原 二丁目	名古屋市 緑区大 高町字 杖前	名古屋市 天白区 野並三 丁目 名古屋市 緑区鳴 海町字 中汐田	約12,940m	地表式	4車線	25m	名古屋市高速鉄道第3号線、名古屋 市高速鉄道第6号線、名鉄名古屋 本線、JR東海道新幹線及びJR東 海道本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路名四国道線と立体交差 幹線街路と平面交差19箇所	名古屋市名東区高 針原一丁目地内で 高速1号線と接続
車線の数の内訳		4車線			約9,710m					
		6車線			約3,230m					
3・4・87	古鳴海停車場線	名古屋市 緑区古 鳴海一 丁目	名古屋市 緑区鳴 海町字 上汐田	名古屋市 緑区鳴 海町字 矢切	約2,960m	地表式	2車線	16m	名鉄名古屋本線と立体交差 幹線街路と平面交差5箇所	
その他		なお、名古屋市緑区鳴海町字向田地内に鳴海北駅前広場及び鳴海南駅前広場を設ける。								駅前広場 北：面積 約1,700㎡ 南：面積 約3,500㎡
3・4・88	鳴子団地大高線	名古屋市 天白区 相川一 丁目	名古屋市 緑区大 高町字 岩前	名古屋市 緑区鳴 海町字 宿地	約5,330m	地表式	2車線	16m	名鉄名古屋本線と立体交差 幹線街路と平面交差5箇所	
3・4・97	中小田井味鋺線	名古屋市 西区中 小田井 二丁目	名古屋市 西区宝 地町	名古屋市 西区八 筋町	約2,810m	地表式	2車線	16m	名鉄犬山線及び名古屋市高速鉄道 第3号線と立体交差 幹線街路と平面交差5箇所	
3・5・106	北押切堀端線	名古屋市 西区花 の木二 丁目	名古屋市 西区城 西三丁 目	-	約810m	地表式	2車線	15m	名古屋市高速鉄道第3号線と立体 交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	
3・4・108	守山本通線	名古屋市 東区矢 田東	名古屋市 守山区 大森五 丁目	名古屋市 守山区 大森二 丁目	約6,490m	地表式	2車線	16m	名鉄瀬戸線及びガイドウェイバス志 段味線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差9箇所	
車線の数の内訳		2車線			約6,040m					
		4車線			約450m					
その他		なお、名古屋市守山区小幡南一丁目地内に小幡駅前広場を設ける。								面積 約3,000㎡

幹線街路	3・4・147	烏森町線	名古屋市 中村区 野上町	名古屋市 中村区 牛田通4 丁目	名古屋市 中村区 並木二丁 目	約1,990m	地表式	2車線	16m	名古屋市高速度鉄道第1号線と立体 交差 幹線街路と平面交差3箇所	
	3・3・170	星崎鳴海線	名古屋市 港区 船見町	名古屋市 緑区 相原二丁 目	名古屋市 南区 星崎二丁 目	約7,860m	地表式	4車線	24.54m	名古屋臨海鉄道南港線、名鉄常滑 線、JR東海道本線、JR東海道新幹 線及び名鉄名古屋本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差11箇所	名古屋市南区南野 一丁目地内で高速 2号線に接続

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路3・4・212号味鋺西線を追加する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 の 線 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・212	味鋺西線	名古屋市 北区 西味鋺二 丁目	名古屋市 北区 楠味鋺三 丁目	名古屋市 北区 中味鋺三 丁目	約1,440m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

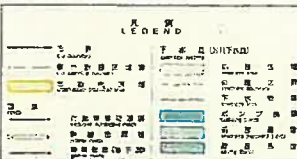
3. 都市計画道路3・5・131号駅西線及び3・5・167号枯木上旭出線を廃止する。

理 由

社会情勢の変化等に伴い、平成29年3月に都市計画道路の見直しを行った結果を踏まえ、枇杷島野田町線、中郷十一屋線、上名古屋線、潮風線、光音寺内田橋線、杉村老松線及び星崎鳴海線は一部区域を変更し、北押切堀端線は一部区間の廃止により起点を変更し、堀越枇杷島線、味鋺線、鳥羽見線、中小田井味鋺線及び烏森町線は一部区間の廃止により終点を変更し、駅西線及び枯木上旭出線は廃止し、新たに幹線街路味鋺西線を追加するものである。

また、上述の変更等に伴い、名古屋環状線、椿町線、伏見町線、高針大高線、古鳴海停車場線、鳴子団地大高線及び守山本通線の構造事項等の変更を行うものである。

名古屋市都市計画図(施設計画)
MAP OF NAGOYA CITY PLANNING (for city-planning-designated facilities)



名古屋都市計画道路の変更
(名古屋市決定)

(3)未着手都市計画道路の変更に関する変更を行う路線(名古屋市決定)

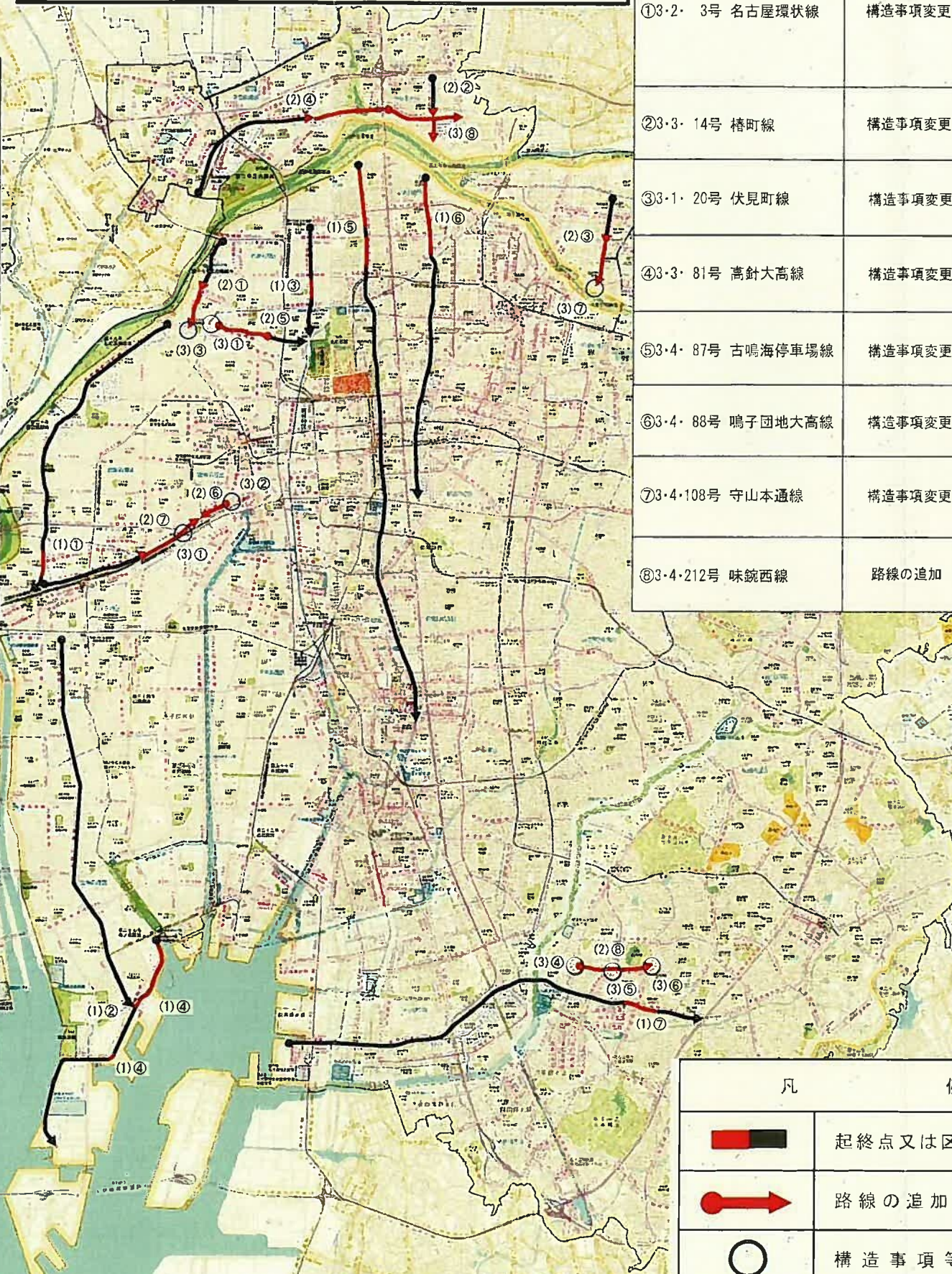
路線名	変更内容	概要
①3・2・3号 名古屋環状線	構造事項変更	3・5・106号北押切堀端線及び3・4・147号烏森町線の廃止に伴う立体及び平面交差箇所数の変更 幹線街路と立体交差2箇所→ 幹線街路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差62箇所→ 幹線街路と平面交差61箇所
②3・3・14号 椿町線	構造事項変更	3・5・131号駅西線の廃止に伴う平面交差箇所数の変更 幹線街路と平面交差9箇所→ 幹線街路と平面交差8箇所
③3・1・20号 伏見町線	構造事項変更	3・5・26号堀越枇杷島線の廃止に伴う平面交差箇所数の変更 幹線街路と平面交差32箇所→ 幹線街路と平面交差31箇所
④3・3・81号 高針大高線	構造事項変更	3・5・167号枯木上旭出線の廃止に伴う平面交差箇所数の変更 幹線街路と平面交差20箇所→ 幹線街路と平面交差19箇所
⑤3・4・87号 古鳴海停車場線	構造事項変更	3・5・167号枯木上旭出線の廃止に伴う平面交差箇所数の変更 幹線街路と平面交差6箇所→ 幹線街路と平面交差5箇所
⑥3・4・88号 鳴子団地大高線	構造事項変更	3・5・167号枯木上旭出線の廃止に伴う平面交差箇所数の変更 幹線街路と平面交差6箇所→ 幹線街路と平面交差5箇所
⑦3・4・108号 守山本通線	構造事項変更	3・4・61号鳥羽見線の廃止に伴う平面交差箇所数の変更 幹線街路と平面交差10箇所→ 幹線街路と平面交差9箇所
⑧3・4・212号 味鏡西線	路線の追加	3・4・97号中小田井味鏡線の変更(一部区間の廃止による路線分割)に伴う路線の追加 延長約1,440m、幅員16m

(1) 現況幅員等への変更を行う路線(名古屋市決定)

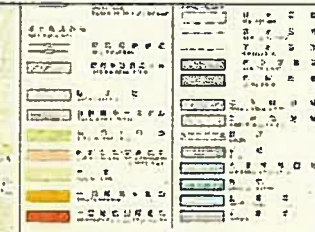
路線名	変更内容	概要
①3・5・8号 枇杷島野田町線	区域の変更	延長約500mの区間において、一部区域を削除する 幅員15m→12.88m
②3・4・10号 中郷十一屋線	区域の変更	延長約100mの区間において、一部区域を削除する 幅員20m→15.0m
③3・5・32号 上名古屋線	区域の変更	延長約340mの区間において、一部区域を削除する 幅員15m→10.90m
④3・4・37号 潮風線	名称の変更 区域の変更 車線数の変更 幅員の変更	延長約1,350mの区間において、一部区間を現況道路線形に変更及び名称の変更 ・港区一州町～潮風町(延長約1,250m) 車線数4車線→2車線 ・港区潮風町地内(延長約100m)
⑤3・5・45号 光音寺内田橋線	区域の変更	延長約1,790mの区間において、一部区域を削除する ・北区中切町6丁目～金城町3丁目(延長約1,230m) 幅員15m→10.90m ・北区金城町2丁目(延長約560m) 幅員15m→11.45m
⑥3・5・52号 杉村老松線	区域の変更	延長約1,430mの区間において、一部区域を追加、削除する 幅員16m→10.90m、11.80m
⑦3・3・170号 星崎鳴海線	区域の変更	延長約530mの区間において、一部区域を削除する 幅員20m→18.90m

(2) 計画の廃止を行う路線(名古屋市決定)

路線名	変更内容	概要
①3・5・26号 堀越枇杷島線	終点の変更 幅員の変更	延長約700mの区間を廃止する
②3・4・51号 味鏡線	終点の変更	延長約530mの区間を廃止する
③3・4・61号 鳥羽見線	終点の変更	延長約780mの区間を廃止する
④3・4・97号 中小田井味鏡線	終点の変更	延長約2,750mの区間を廃止する
⑤3・5・106号 北押切堀端線	起点の変更	延長約910mの区間を廃止する
⑥3・5・131号 駅西線	路線の廃止	全延長約570mの区間を廃止する
⑦3・4・147号 烏森町線	終点の変更	延長約1,120mの区間を廃止する
⑧3・5・167号 枯木上旭出線	路線の廃止	延長約1,370mの区間を廃止する



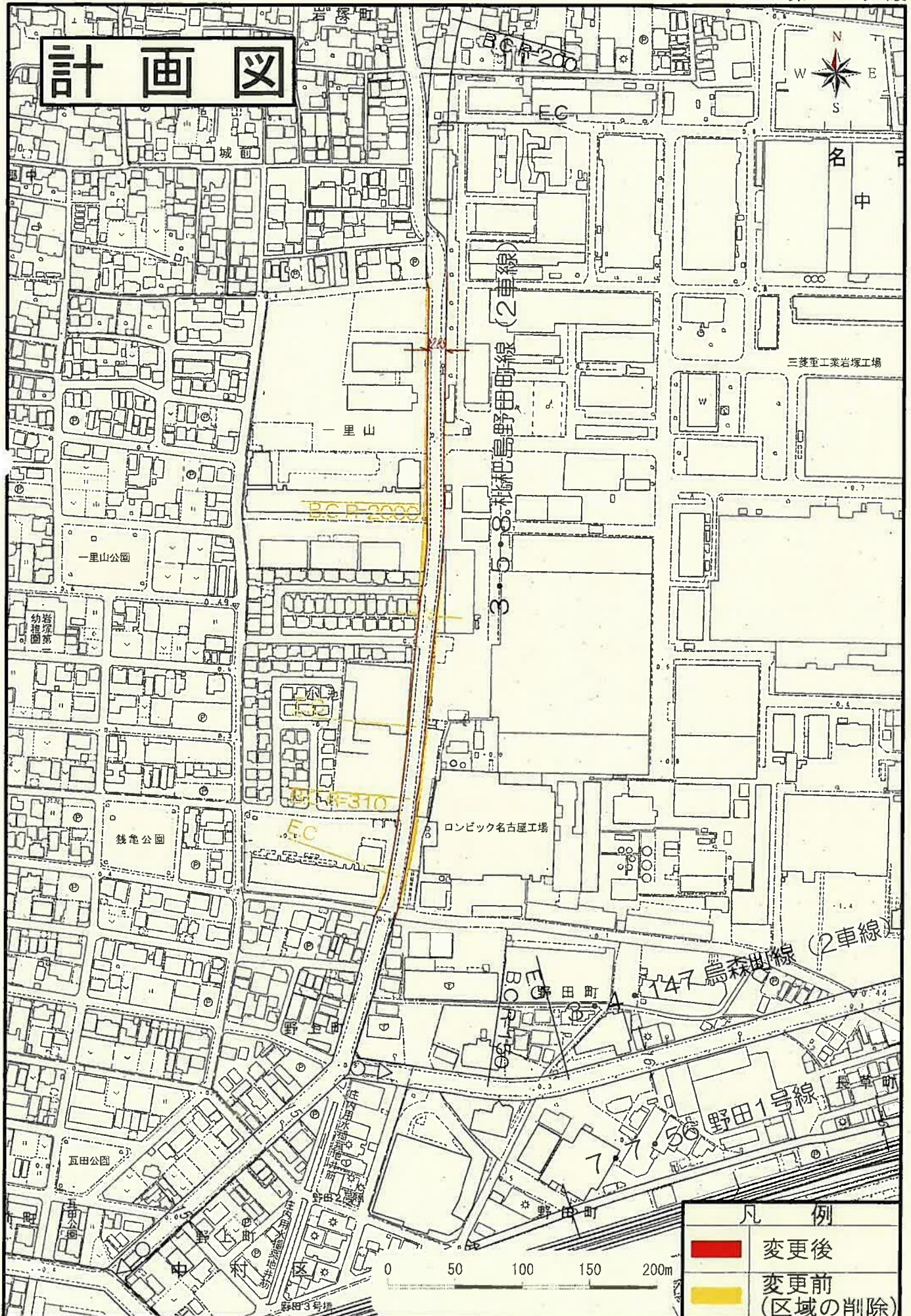
凡 例	
	起終点又は区域の変更
	路線の追加又は廃止
	構造事項等の変更

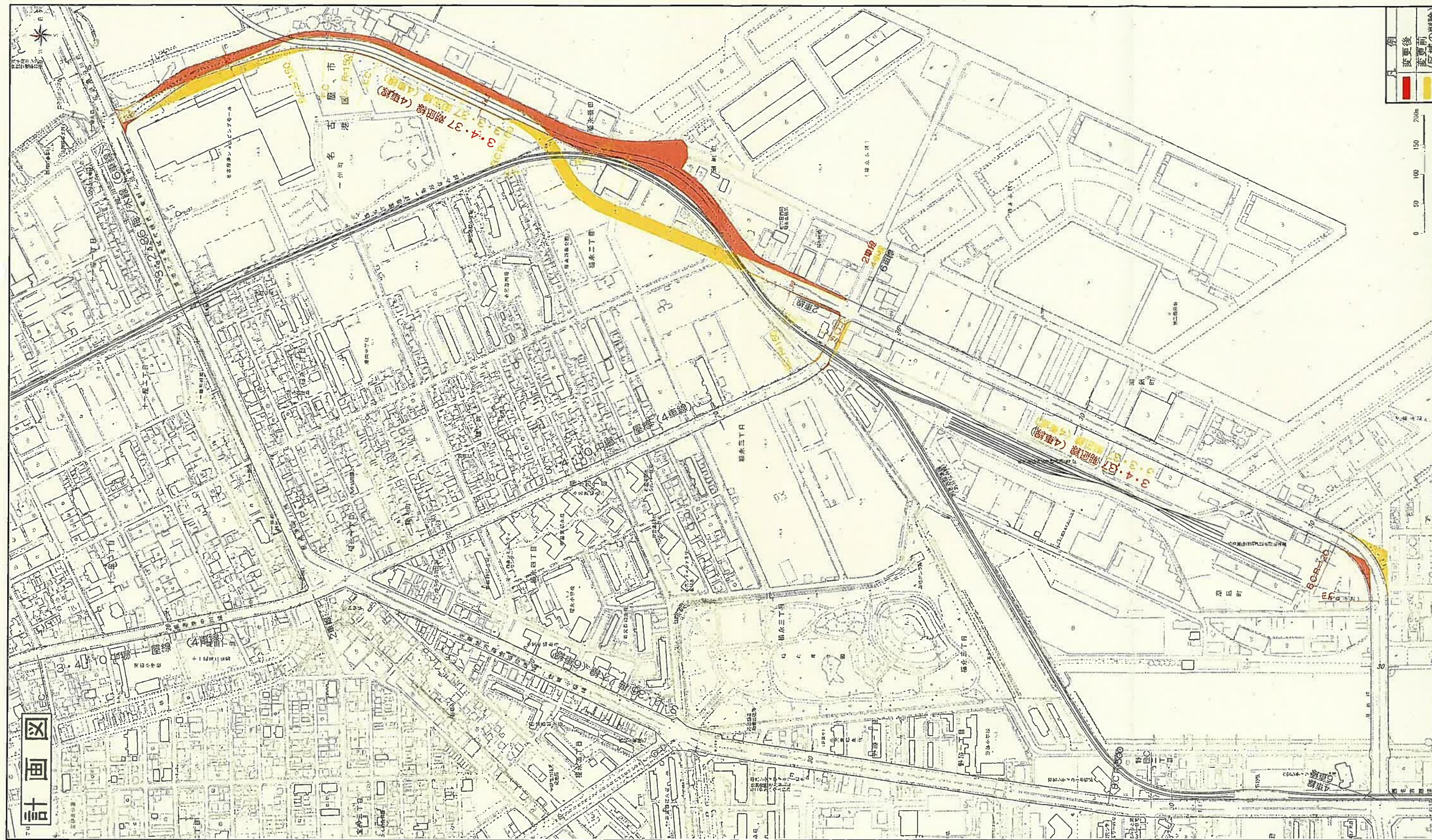


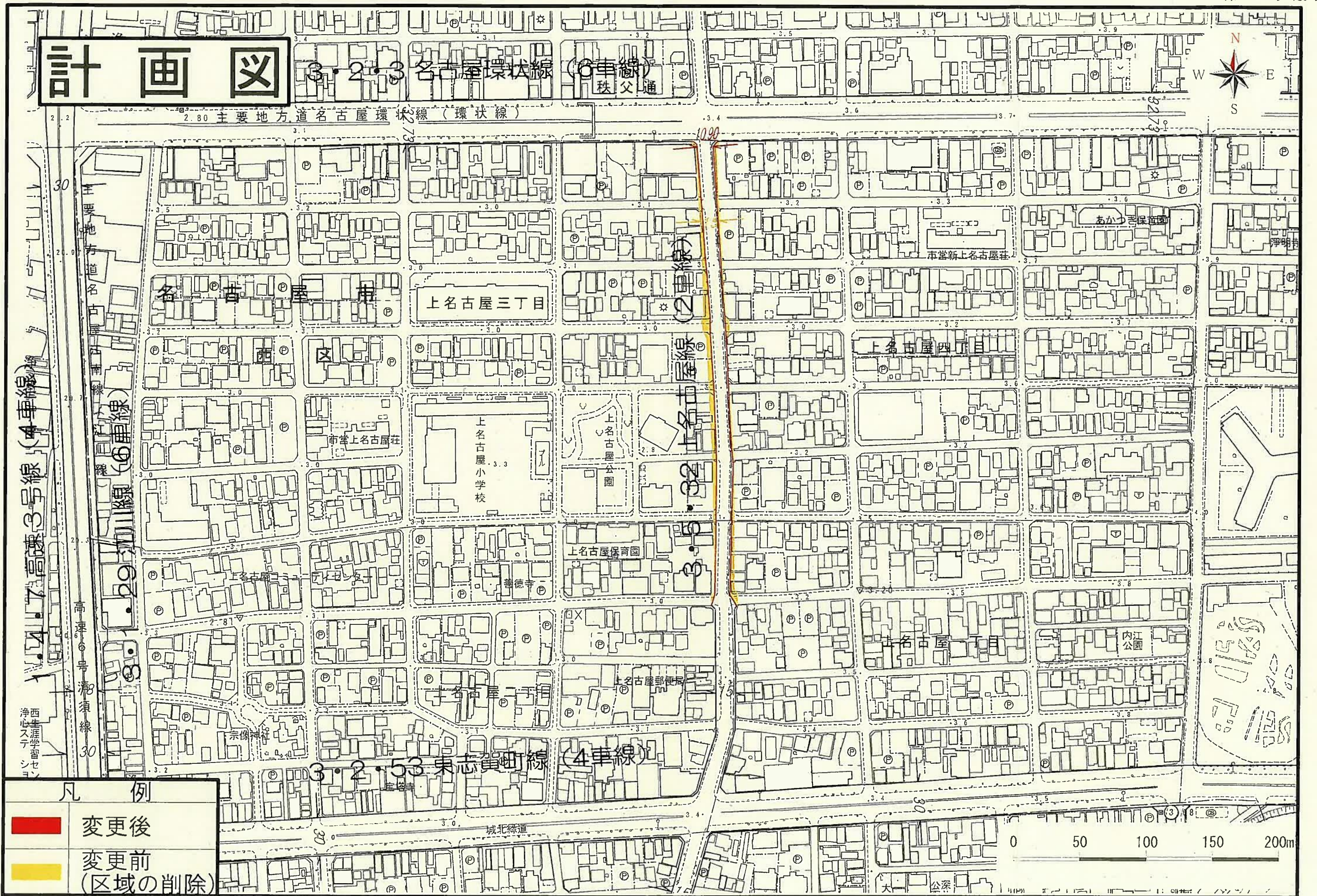
備考	
1. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
2. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
3. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
4. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
5. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
6. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
7. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
8. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	

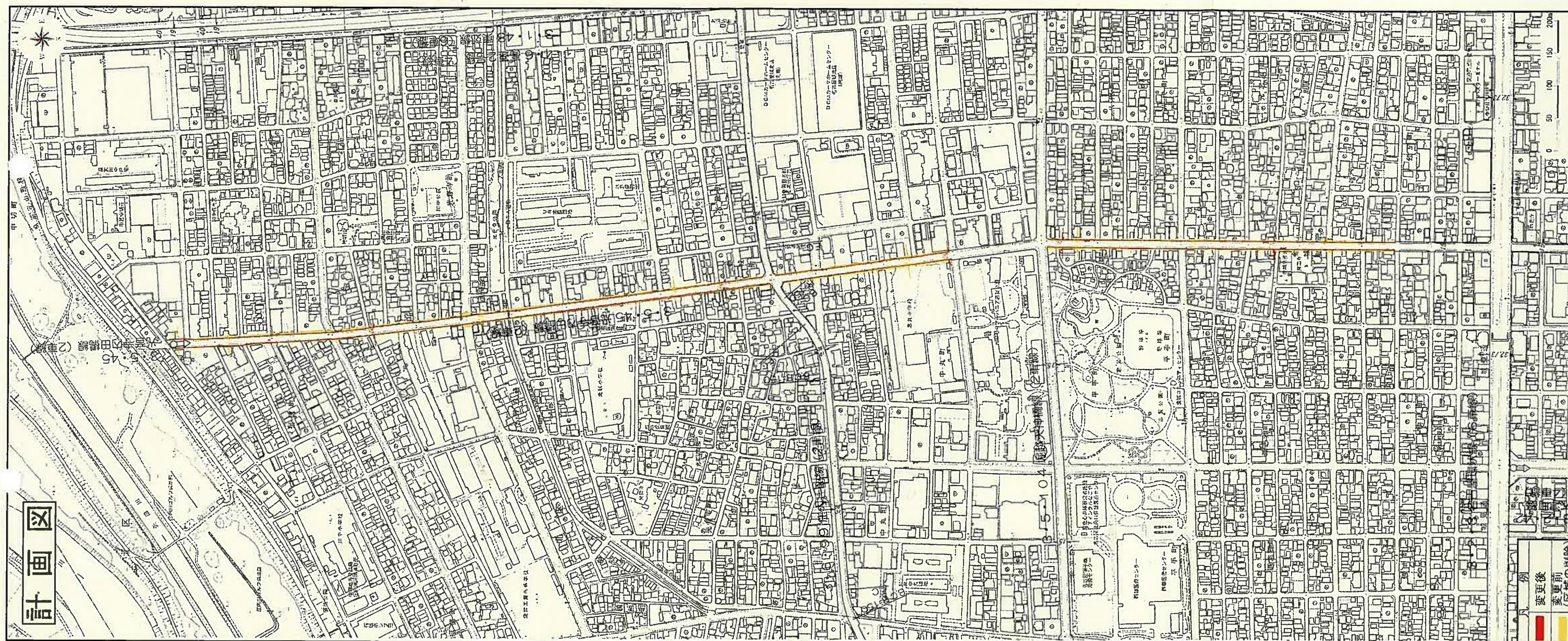
備考	
1. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
2. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
3. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
4. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
5. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
6. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
7. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	
8. 本図は、名古屋市都市計画部が作成したものである。	

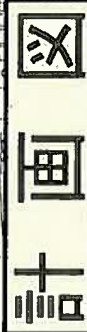
計画図

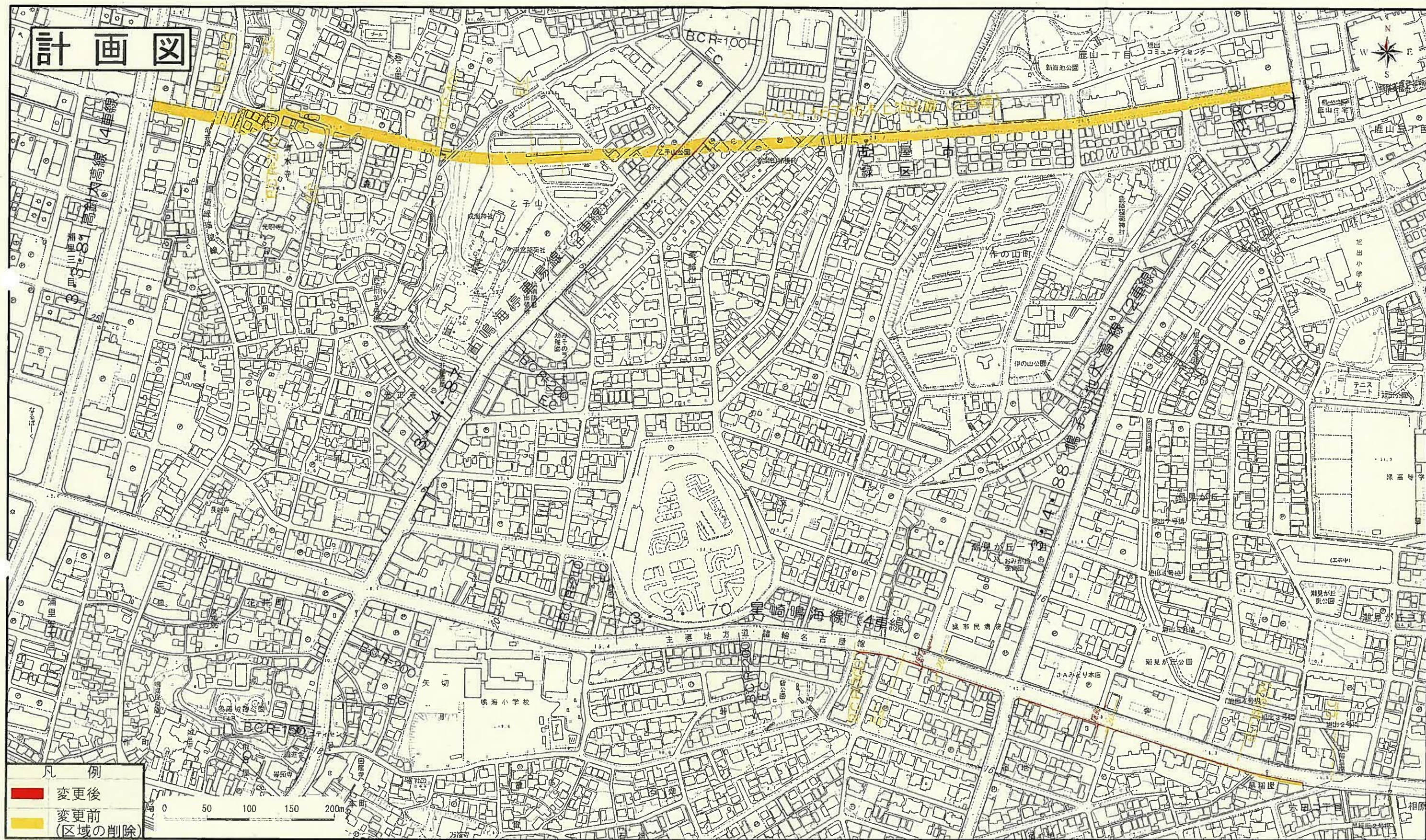


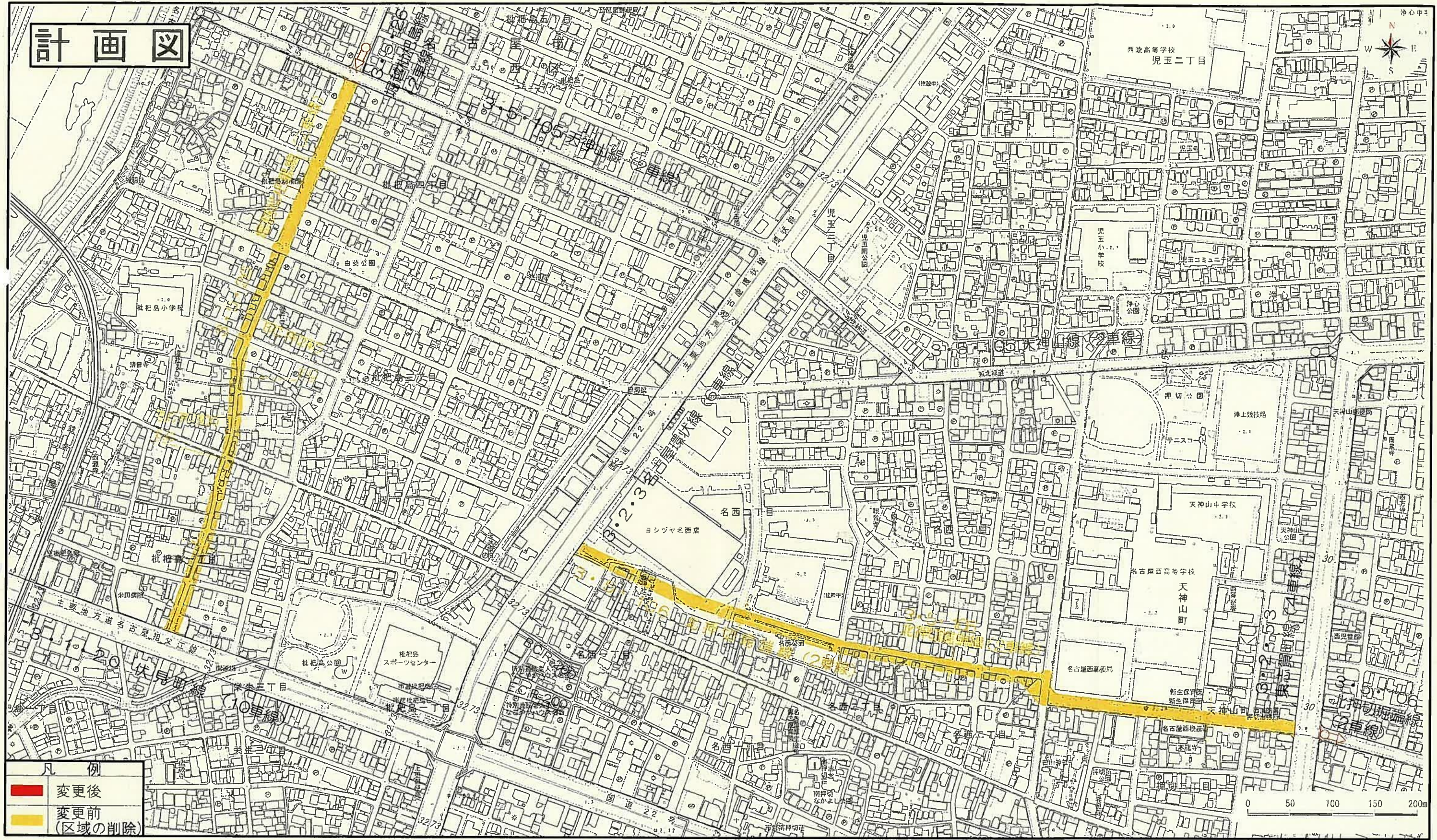


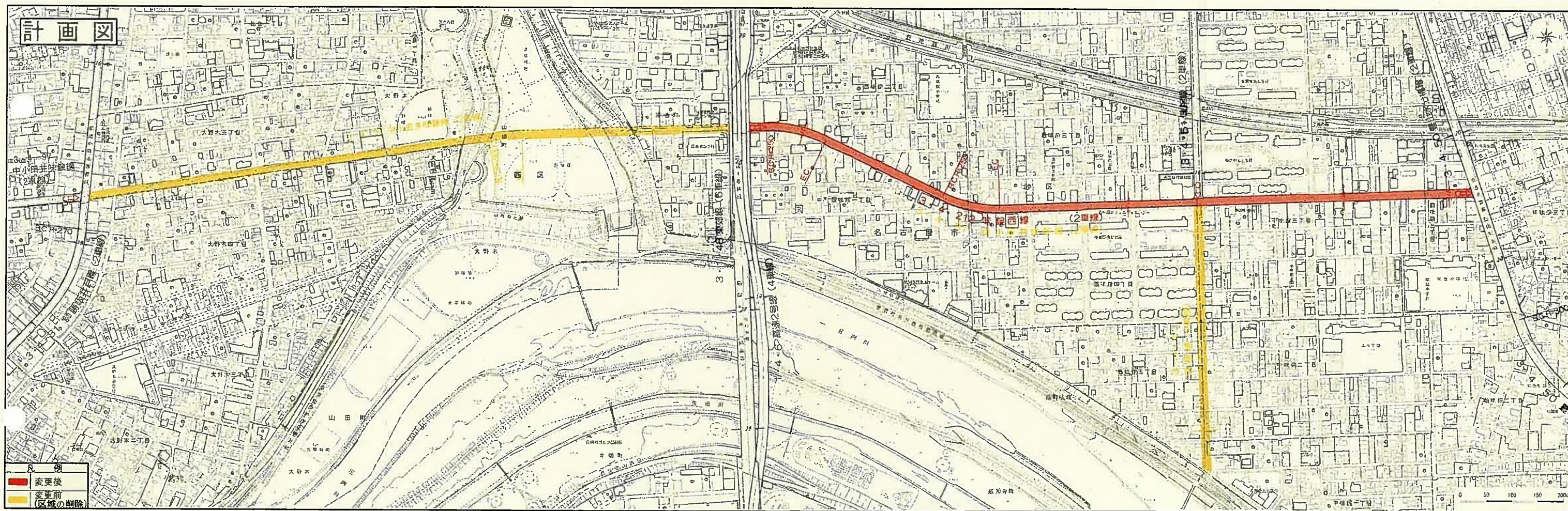




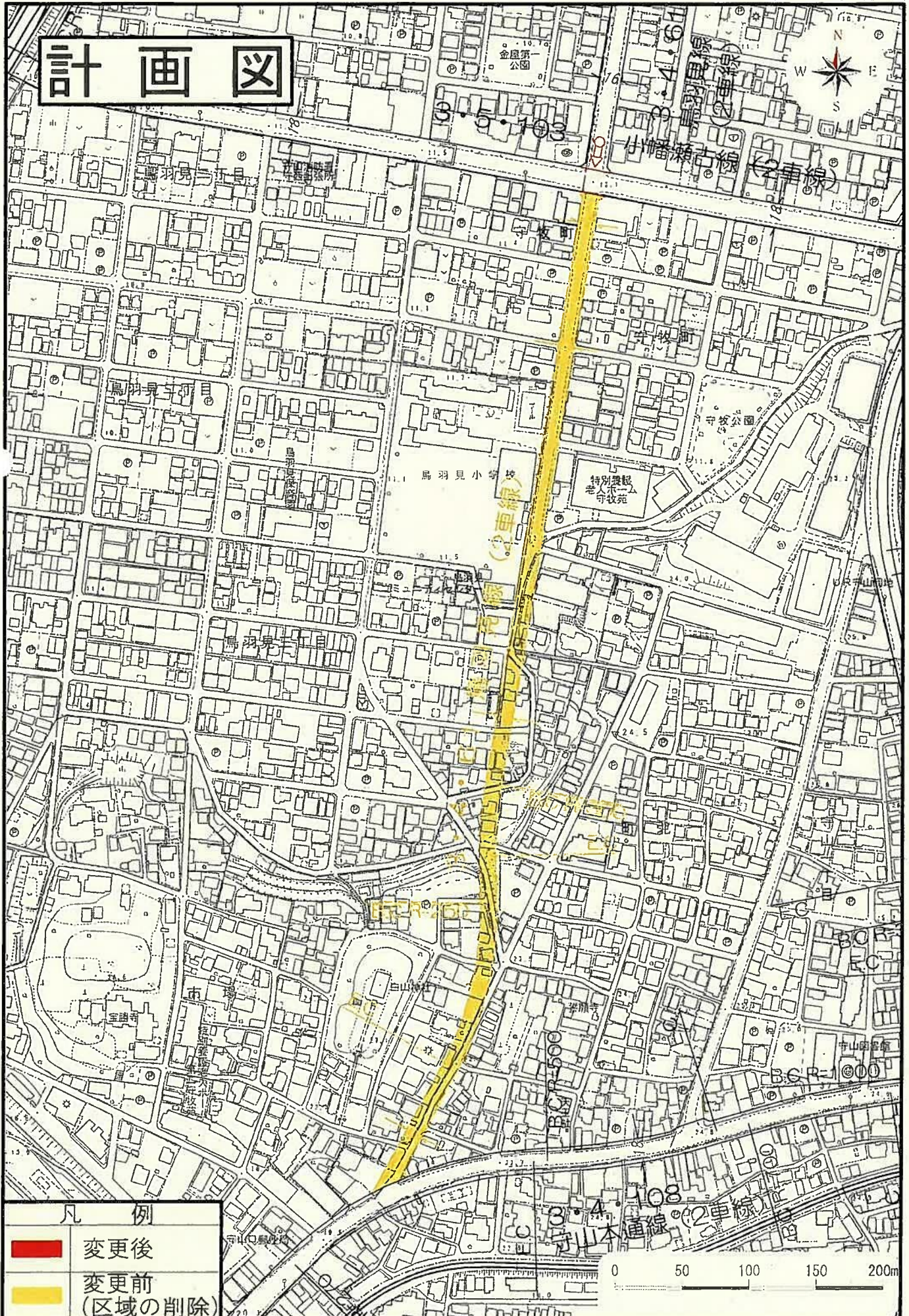








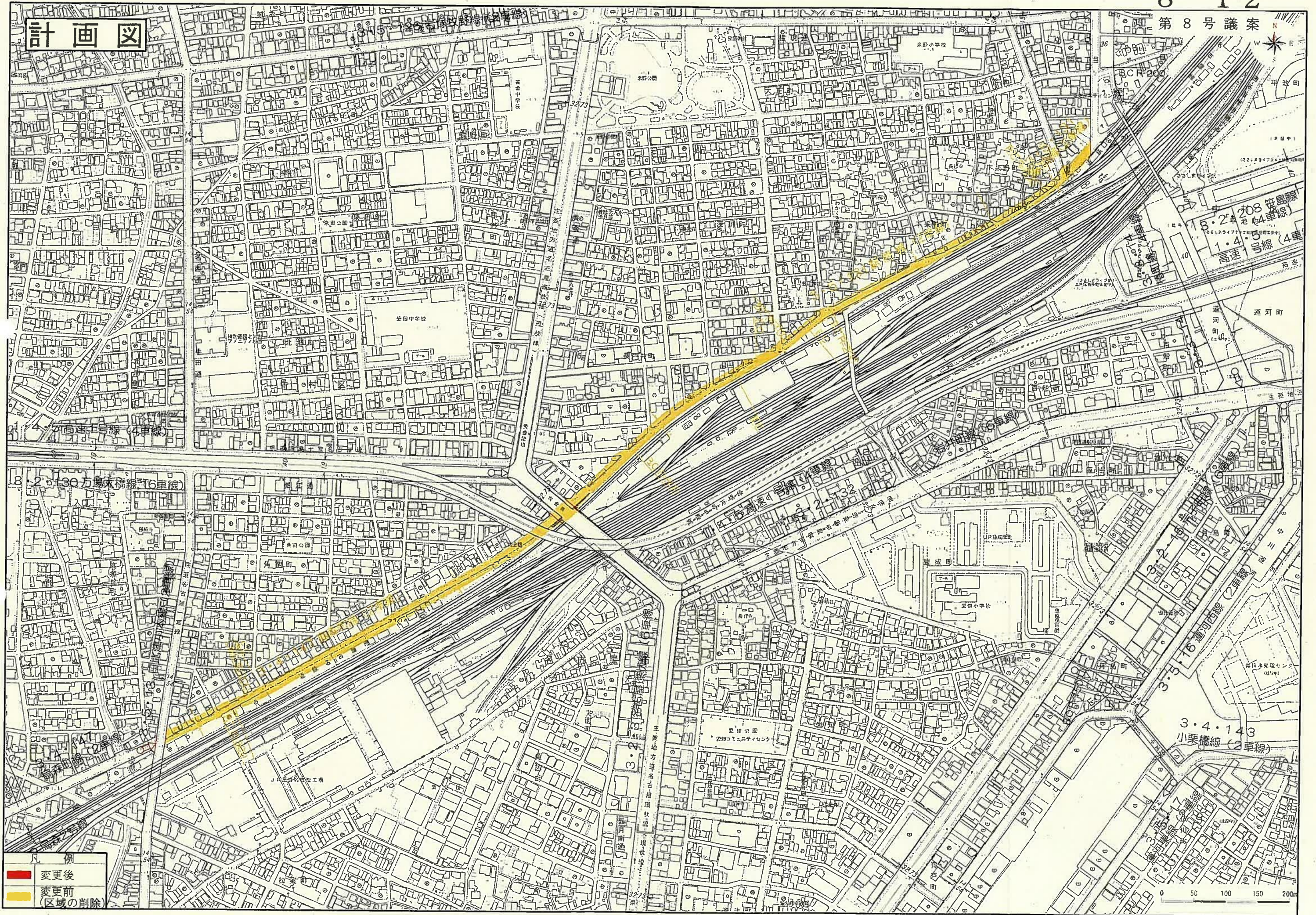
計画図



凡 例

- 変更後
- 変更前
(区域の削除)

計画図



- 凡 例
- 変更後
 - 変更前
 - (区域の削除)

都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和元年5月10日～令和元年5月24日
意見書提出数	3通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・ 烏森町線の線路側を自転車や歩行者が通ると、車と接触しないかとひやひやする。歩道を歩いていると、自転車がスピードを出して横を走っていくために危険を感じる。烏森駅東の交差点では、自動車も自転車も信号無視を多く見かける。計画とおり烏森町線を整備してほしい。 ・ 枯木上旭出線における所有地について、名古屋市と「将来的には、全ての土地を買い取る」等の約束になっていると親から聞いていた。今回、枯木上旭出線の計画の廃止が提案されているが、近い将来に「全ての土地の買い取り」があるのなら、計画の廃止もやむをえないと考えるが、それがないなら受け入れられない。 ・ 鳥羽見線に親の自宅があり、長らく立ち退きを待っていた。計画が廃止されたら、手放すことも建て直すことも出来なくなりそうであり、今後の不安が発生する。何か救済措置を考えていただきたい。	・ 烏森町線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果がよくはないことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。 ・ 交通安全に関するご意見については、必要に応じて、関係機関等と調整を行いつつ、検討していきたいと考えております。 ・ 枯木上旭出線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果がよくはないことや、整備する場合には地形起伏を考慮した影響範囲の拡大が想定され、事業規模に対する道路整備の有効性が低いことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。 ・ 計画を廃止した場合、道路整備の事業を行わないため、市が買い取らない区域となります。 ・ 鳥羽見線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果がよくはないことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。